

予算の公表について（公告）

令和2年10月16日新潟県議会において議決された令和2年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和2年10月23日

新潟県知事 花 角 英 世

令和2年度新潟県一般会計補正予算

令和2年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,943,718千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,484,264,049千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第7款 分担金及び負担金		千円 4,686,110	千円 23,916	千円 4,710,026	
	第1項 分担金	1,337,681	2,643	1,340,324	
	第2項 負担金	3,348,429	21,273	3,369,702	
第9款 国庫支出金		189,123,431	26,950,755	216,074,186	
	第1項 国庫負担金	27,595,179	26,185	27,621,364	
	第2項 国庫補助金	158,724,753	26,893,772	185,618,525	
	第3項 委託金	2,803,499	30,798	2,834,297	
第10款 財産収入		4,583,049	149	4,583,198	
	第1項 財産運用収入	923,938	149	924,087	
第11款 寄附金		485,052	343,447	828,499	
	第1項 寄附金	485,052	343,447	828,499	
第12款 繰入金		22,689,743	1,424,626	24,114,369	
	第2項 基金繰入金	18,889,750	1,424,626	20,314,376	
第13款 諸収入		237,498,380	58,730,803	296,229,183	
	第4項 貸付金収入	205,492,784	58,478,446	263,971,230	

	第5項 受託業收入	7,594,098	6,100	7,600,198
	第6項 收益業收入	2,553,434	87,753	2,641,187
	第8項 雜入	5,477,185	158,504	5,635,689
第14款 債		264,243,000	189,000	264,432,000
	第1項 債	264,243,000	189,000	264,432,000
第15款 繰越金		160,000	281,022	441,022
	第1項 繰越金	160,000	281,022	441,022
歳入	合計	1,396,320,331	87,943,718	1,484,264,049

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第2款 総務費		千円 27,425,233	千円 1,281,886	千円 28,707,119	
第1項 政 策	費				
第2項 総務	管理費	6,155,150	680,507	6,835,657	
第3項 統 計	調査費	11,093,922	582,659	11,676,581	
第4項 徴 税	費	1,387,240	△ 3,334	1,383,906	
第5項 市 町 村 振 興 費	費	7,235,244	20,231	7,255,475	
第7項 人 事 委 員 会 費	費	1,099,340	621	1,099,961	
		146,765	1,202	147,967	
第3款 県民生活・環境費		10,335,454	719,951	11,055,405	
第1項 県民生活管理費	費	5,738,680	193,553	5,932,233	
第2項 防 災 費	費	2,907,235	511,195	3,418,430	
第3項 環 境 企 画 策 費	費	574,359	3,446	577,805	
第4項 環 境 対 策 費	費	344,021	3,021	347,042	
第5項 廃 棄 物 対 策 費	費	771,159	8,736	779,895	
第4款 福祉保健費		204,329,894	13,251,860	217,581,754	
第1項 福祉保健費	費	23,721,205	299,746	24,020,951	
第3項 医 務 事 業 費	費	19,686,906	1,762,944	21,449,850	
第4項 医師・看護職員確保対策費	費	1,714,910	32,511	1,747,421	
第5項 高齢福祉保健費	費	49,434,568	392,109	49,826,677	

	第6項 健康 健生 活障 子	策 衛 福 祉 も 家 庭 費 生 社 費 費 費 費	15,202,582 3,220,139 23,791,675 24,295,454	9,768,648 39,525 268,892 687,485	24,971,230 3,259,664 24,060,567 24,982,939
第5款 労 働 費	第2項 しごとと定住促進費 第3項 職業能力開発費		2,979,855 859,613 1,992,933	79,614 41,889 37,725	3,059,469 901,502 2,030,658
第6款 産 業 費	第1項 産 業 政 策 費 第2項 創 業 ・ 經 営 支 援 費 第3項 産 業 振 興 費 第4項 商 業 ・ 地 場 産 業 振 興 費 第5項 産 業 立 地 費 第6項 産 業 観 光 費		232,804,307 6,811,063 209,441,586 2,044,662 258,530 11,263,541 2,984,925	70,340,094 77,073 67,448,380 119,144 28,000 2,600,000 67,497	303,144,401 6,888,136 276,889,966 2,163,806 286,530 13,863,541 3,052,422
第7款 農 林 水 産 業 費	第1項 農 業 総 務 費 第2項 地 域 農 政 推 進 費 第3項 農 産 園 芸 費 第4項 經 営 普 及 費 第6項 畜 産 業 費 第7項 水 産 業 費		76,903,900 3,526,940 8,616,976 1,734,891 3,538,285 1,519,621 3,900,381	376,224 2,259 86,736 165,692 3,074 45,007 8,709	77,280,124 3,529,199 8,703,712 1,900,583 3,541,359 1,564,628 3,909,090

	第8項 林業	第8項 林地管理費	第8項 林地管理費	第8項 林地管理費	第8項 林地管理費	第8項 林地管理費	第8項 林地管理費
	第9項 農業	第9項 農地盤整費	第9項 農地盤整費	第9項 農地盤整費	第9項 農地盤整費	第9項 農地盤整費	第9項 農地盤整費
	第10項 農業	第10項 農地盤整費	第10項 農地盤整費	第10項 農地盤整費	第10項 農地盤整費	第10項 農地盤整費	第10項 農地盤整費
	第11項 農業	第11項 農地盤整費	第11項 農地盤整費	第11項 農地盤整費	第11項 農地盤整費	第11項 農地盤整費	第11項 農地盤整費
第8款 土木費	第1項 土木	第1項 木管管理費	第1項 木管管理費	第1項 木管管理費	第1項 木管管理費	第1項 木管管理費	第1項 木管管理費
	第2項 土木	第2項 道路橋りょう費	第2項 道路橋りょう費	第2項 道路橋りょう費	第2項 道路橋りょう費	第2項 道路橋りょう費	第2項 道路橋りょう費
	第3項 土木	第3項 河川海岸費	第3項 河川海岸費	第3項 河川海岸費	第3項 河川海岸費	第3項 河川海岸費	第3項 河川海岸費
	第4項 土木	第4項 河川防計費	第4項 河川防計費	第4項 河川防計費	第4項 河川防計費	第4項 河川防計費	第4項 河川防計費
	第5項 土木	第5項 砂防計費	第5項 砂防計費	第5項 砂防計費	第5項 砂防計費	第5項 砂防計費	第5項 砂防計費
	第6項 土木	第6項 都市防計費	第6項 都市防計費	第6項 都市防計費	第6項 都市防計費	第6項 都市防計費	第6項 都市防計費
	第7項 土木	第7項 建築費	第7項 建築費	第7項 建築費	第7項 建築費	第7項 建築費	第7項 建築費
	第8項 土木	第8項 交通策費	第8項 交通策費	第8項 交通策費	第8項 交通策費	第8項 交通策費	第8項 交通策費
	第9項 土木	第9項 港灣振興費	第9項 港灣振興費	第9項 港灣振興費	第9項 港灣振興費	第9項 港灣振興費	第9項 港灣振興費
	第10項 土木	第10項 港灣振興費	第10項 港灣振興費	第10項 港灣振興費	第10項 港灣振興費	第10項 港灣振興費	第10項 港灣振興費
第9款 警察費	第1項 警察	第1項 警察管理費	第1項 警察管理費	第1項 警察管理費	第1項 警察管理費	第1項 警察管理費	第1項 警察管理費
	第2項 警察	第2項 警察行政費	第2項 警察行政費	第2項 警察行政費	第2項 警察行政費	第2項 警察行政費	第2項 警察行政費
第10款 教育費	第1項 教育	第1項 教育總務費	第1項 教育總務費	第1項 教育總務費	第1項 教育總務費	第1項 教育總務費	第1項 教育總務費
	第2項 教育	第2項 中小學校費	第2項 中小學校費	第2項 中小學校費	第2項 中小學校費	第2項 中小學校費	第2項 中小學校費

	第3項 高等學校費	48,021,942	7,221	48,029,163
	第4項 特別支援學校費	20,750,508	111,678	20,862,186
	第6項 生徒進學費	316,871	5,000	321,871
	第7項 文化、行政費	2,051,645	2,540	2,054,185
	第9項 私學教育費	11,795,845	△ 9,880	11,785,965
	第10項 大學費	2,363,670	21,734	2,385,404
第13款 諸支出金		150,991,122	1,139,181	152,130,303
	第2項 雜支	2,220,700	1,139,181	3,359,881
歲出	合計	1,396,320,331	87,943,718	1,484,264,049

第2表 継続費補正
1 追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
第8款 土木費	第2項 道路橋りょう費	一般国道117号道路改築事業 (灰雨トンネル)	4,500,000	2	千円 0
				3	500,000
				4	2,000,000
				5	1,400,000
				6	500,000
				7	100,000

2 変 更	款	項	事 業 名	補 額		正 前		正 後	
				総 額	千円	年 度	年 割 額	年 度	年 割 額
				千円	千円	30	千円	30	千円
						元	375,968	元	375,968
						2	900,000	2	700,000
				2,100,000	2,100,000	3	639,993	3	600,000
						4	184,039	4	239,993
								5	184,039
	第8款 土木費	第2項 道橋りょう費	県道新發田津川線 緊急地方道路整備事業 (白川橋)						

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事	項	期	間	限	度	額	説	明
	公文書管理システム運用管理委託契約	令和3年度から 令和7年度まで				123,210千円		
	地域振興局電力需給契約	令和3年度から 令和4年度まで				32,138千円		
	金融所得課税に係る税総合オンラインシステム改修業 務委託契約	令和3年度				19,899千円		
	消防防災ヘリコプター運航管理業務委託契約	令和3年度から 令和7年度まで				745,873千円		
	県営経営体育成基盤整備事業滝沢地区工事請負契約	令和3年度				17,000千円		
	県営中山間地域対策事業八手地区工事請負契約	令和3年度				63,000千円		
	県道新関水原停車場線緊急地方道路整備工事請負契約	令和3年度				80,000千円		
	県道佐渡一周線緊急地方道路整備工事請負契約	令和3年度				100,000千円		
	県道山ノ相川下条停車場線仮設橋賃借契約	令和3年度から 令和5年度まで				30,000千円		
	一級河川福島潟広域河川改修工事請負契約	令和3年度				240,000千円		
	一級河川布施谷川広域河川改修工事請負契約	令和3年度				50,000千円		

一級河川中ノ口川広域河川改修仮設橋賃借契約	令和3年度から 令和6年度まで	180,000千円	
柏尾海岸海岸侵食対策工事請負契約	令和3年度	40,000千円	
桃崎浜海岸海岸侵食対策工事請負契約	令和3年度	65,000千円	
内野浜海岸海岸侵食対策工事請負契約	令和3年度	150,000千円	
四ノ郷屋海岸海岸環境整備工事請負契約	令和3年度	80,000千円	
柴町海岸海岸高潮対策工事請負契約	令和3年度	140,000千円	

2 変 更	事 項	補 期		正 限 度 額		補 期		正 限 度 額		説 明
		期	間	限	度 額	期	間	限	度 額	
	新潟県住宅新築資金等貸付事業資金 損失補償契約 (相手方 株式会社第四銀行)	平成10年度から 令和4年度まで		株式会社第四銀行が県 から借り入れた資金等 に平成10年度に貸付 た住宅新築資金等が回 りきれなかったと、その損失を 限度として補償する。	平成10年度から 令和9年度まで		株式会社第四銀行が県 から借り入れた資金等 に平成10年度に貸付 た住宅新築資金等が回 りきれなかったと、その損失を 限度として補償する。			
	新潟県信用保証協会損失補償契約	令和3年度から 令和13年度まで		3,404,908千円	令和3年度から 令和13年度まで		4,761,974千円			新潟県信用保証協会が 令和2年度に行なった融資による 損失を、当該協会の保証に 基づき、協会の保証金から 返済し、協会の保証金に 不足する分は、協会の保証 金から返済し、協会の保証 金に不足する分は、協会の 保証金から返済する。
	県営経営体育成基盤整備事業発久地 区工事請負契約	令和3年度		16,000千円	令和3年度		22,000千円			
	県営経営体育成基盤整備事業打越地 区工事請負契約	令和3年度		90,000千円	令和3年度		160,000千円			
	県営経営体育成基盤整備事業馬堀地 区工事請負契約	令和3年度		123,000千円	令和3年度		146,000千円			
	県営経営体育成基盤整備事業河井地 区工事請負契約	令和3年度		86,000千円	令和3年度		123,000千円			

県営経営体育成基盤整備事業畔屋地区工事請負契約	令和3年度	5,000千円	令和3年度	21,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業今池地区工事請負契約	令和3年度	14,000千円	令和3年度	53,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業広島地区工事請負契約	令和3年度	30,000千円	令和3年度	40,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業中江有田地区工事請負契約	令和3年度	49,000千円	令和3年度	71,000千円	
県営中山間地域対策事業泉盛寺開田地区工事請負契約	令和3年度	3,000千円	令和3年度	7,000千円	
県営中山間地域対策事業若栃地区工事請負契約	令和3年度	6,000千円	令和3年度	12,000千円	
県道佐渡一周線緊急地方道路整備工事請負契約	令和3年度	80,000千円	令和3年度	240,000千円	
加治川治水ダム堰堤改良(通信管理設備)工事請負契約	令和3年度	150,000千円	令和3年度から 令和4年度まで	200,000千円	

第4表 地方債補正
1 変更

起債の目的	補		正		前		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
公園事業費	808,000	千円	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれが発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	824,000	補正前に同じ			
災害復旧事業費	2,923,000									
防災対策事業費	6,197,000									
地方道路等整備事業費	13,370,000									
警察施設整備事業費	1,459,000									
交通安全施設整備事業費	487,000									
本庁舎改修事業費	36,000									
集落雪崩対策事業費	3,000									
行政改革推進債	7,780,000									
合計	264,243,000									

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,896千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ696,480千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 641,584	千円 54,896	千円 696,480
	第3項 繰入金	268,450	54,896	323,346
歳入	合計	641,584	54,896	696,480

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費		千円 641,584	千円 54,896	千円 696,480
	第1項 災害救助費	236,071	54,896	290,967
歳	出 合 計	641,584	54,896	696,480

令和2年度新潟県国民健康保険事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,597千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,025,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 国民健康保険事業収入		千円 189,977,373	千円 48,597	千円 190,025,970
	第2項 国庫支出金	51,074,672	48,597	51,123,269
歳 入	合 計	189,977,373	48,597	190,025,970

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 国民健康保険事業費		千円 189,977,373	千円 48,597	千円 190,025,970
	第2項 事業費	188,286,831	48,597	188,335,428
歳	出 合 計	189,977,373	48,597	190,025,970

令和2年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,023千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ335,045千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入		千円 334,022	千円 1,023	千円 335,045
	第1項 繰入金	1,402	1,023	2,425
歳入	合計	334,022	1,023	335,045

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子父子寡婦福祉資金費 貸付事業	第1項 貸付事業費	千円 334,022	千円 1,023	千円 335,045
歳	出	合計	1,023	335,045

令和2年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,364千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,472,508千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業収入		千円 3,371,144	千円 101,364	千円 3,472,508
	第2項 国庫支出金	15,000	6,000	21,000
	第5項 諸収入	27,916	6,555	34,471
	第7項 繰越金	1	88,809	88,810
歳 入	合 計	3,371,144	101,364	3,472,508

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	3,370,991 千円	101,364 千円	3,472,355 千円
	第2項 県債費	1,816,475	116,970	1,933,445
		1,554,516	△ 15,606	1,538,910
歳	出 合 計	3,371,144	101,364	3,472,508

令和2年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款	病院事業収益	74,911,435	971,869	75,883,304
第1項	医療収益	61,313,825	55,879	61,369,704
第3項	特別利益	200	915,990	916,190

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款	病院事業費用	76,165,965	964,958	77,130,923
第1項	医療費用	74,516,833	48,968	74,565,801
第3項	特別損失	200	915,990	916,190

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療情報総合システム整備事業	令和2年度から 令和4年度まで	千円 2,283,896